

相模原市立  
東林小学校 PTA 規約

昭和 41 年 4 月 15 日  
(令和 8 年 4 月 30 日 改正)

# 相模原市立東林小学校 PTA 規約

## 第1条（会名）

この会は相模原市立東林小学校 PTA(以下、本会という)といい、事務所を本会の所在地である、相模原市南区相南 2-3-1 東林小学校内におき、昭和 41 年 4 月 15 日に設立する。

## 第2条（目的）

本会の会員は児童の幸福を願い、より良い保護者、より良い教職員となるように務める。

## 第3条（活動）

本会は前条の目的達成のため、次の活動をする。

- 1 児童の教育活動の支援を行う。
- 2 その他、本会の目的達成に必要な活動を行う。

## 第4条（方針）

本会は次の方針によって活動する。

- 1 児童・青少年の教育、並びに福祉のために活動する諸団体、および機関と協力する。
- 2 特定の政党や宗教にかたよることなく、本会また本会の役員の名において公私の政治的活動や宗教活動を行わない。
- 3 学校の人事など管理的事項に干渉しない
- 4 もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
- 5 他どのどの団体・機関・個人からも干渉を受けない。

## 第5条（会員）

- 1 本校児童の保護者および本校教職員は、本会の会員となる資格を有し、加入の意思表示と共に会員となる。意思の確認方法は、細則をもって定める。
- 2 加入・非加入の意思は原則として継続するものとする。
- 3 退会希望者は退会届を会長あてに提出することで本会を退会することができる。
- 4 会員は、児童が本校を卒業または転出した翌月に、または教職員の異動等による転出と同時に資格を失う。
- 5 会員は対等である。加入・非加入に関わらず児童は対等である。

## 第6条（会費）

- 1 会費は細則をもって定める。
- 2 会費納入がある場合、第7条に定めた会計年度に1回、世帯単位で集金を行う。
- 3 会費以外の納入がある場合については、前項の例による。
- 4 納入された金銭は、返金しない。

## 第7条(会計)

- 1 本会の経費は会費およびその他の収入をもってこれにあてる。
- 2 本会の資産は第2条の目的達成以外に使用しない。
- 3 本会の予算は定期総会に提案され、その承認を得る。
- 4 本会の決算は会計監査を経て定期総会に報告され、その承認を得る。
- 5 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 6 本会の事業に必要な経費および旅費支給規定に定められた経費を請求する場合は、所定の伝票に所定の事項を記入の上、本会の会計担当に提出し、現金を受け取る。

## 第8条(会計監査)

本会に会計監査を置く。役員の仕事は以下の通りとする。

役職名	人員	任務	選出	任期	その他
会計監査	2～3名	本会の会計担当者が行う収支計算書の信頼性を高める。これを中間および期末の年2回実施する。	希望者が候補者となり、総会の承認を得る。	1年とする。ただし、再選は妨げない。	会計監査役員は本会の役員を兼ねることはできない。欠員が生じた場合は必要に応じて補充する。必要に応じて、会員以外の者に監査を依頼することができる。

## 第9条(本部役員・本部会)

- 1 本会に次の役員(以下、本部役員)を置く。本部役員の任務等は下記の表の通りとする。
- 2 本部役員で構成する会を本部会と称する。
- 3 本部役員は、以下の本部会の任務を分担して行う。
  - ア. 本会の目的に沿って必要な運営及び事務
  - イ. 登下校の見守りのサポート
  - ウ. 対外的な組織との窓口業務
  - エ. ボランティアチームの取りまとめ
  - オ. 会計業務

役職名	人員	任務	選出	任期
会長	保護者: 1名	本会を代表し、会を総括する。	会員の中から希望者が候補者となり、定期総会の承認を得る。	1年とする。ただし、再選は妨げない。 任期中に役員が最低定数を下回った場合は、本部にて追加候補を募り、臨時総会にてその承認を得る事ができる。
副会長	保護者: 2名以上 教職員: 1名	会長の補佐をする。		
専任役員	0名以上	本部会の任務のうち専任できるものを担当する。		
顧問	東林小学校 校長			

## 第10条（ボランティアチーム）

- 1 本部役員は、本会にボランティアチームをおく事ができる。
- 2 希望者は、ボランティアチームに所属して希望する内容のボランティアに参加、または自ら開始する事ができる。
- 3 活動は、年度ごとに行う。

## 第11条（総会）

- 1 総会は本会の最高決議機関で原則、年1回定期総会を5月中旬までに開くこととする。
- 2 総会の成立は会員の1/3(委任状を含む)以上とする。議決は出席者の過半数の同意を必要とする。ただし、本規約の改正については第12条のとおりとする。
- 3 定期総会は前年度の事業および決算の報告と承認、本部役員・会計監査役員の承認、新年度の年間事業計画および予算の提案と承認、その他重要事項について会員が審議・決定する。
- 4 臨時総会は下記のものが必要と認めるとき、開催することができる。
  - ア. 会長
  - イ. 会員の1/10以上の者イの場合、臨時総会開催要望書を会長に提出しなければならない。要望書の様式には、代表者名・開催理由・期日・議事内容・上記のほか要望書に署名捺印を必要とする。
- 5 総会は集会形式のみならず、会員全員が参加でき、かつ議案に対する質問・議案への意思表示ができる方法をとることで書面やオンラインシステムを利用して行うことができる。この場合、議事に関する質問を行う機会を十分に設けなければならない。

## 第12条（規約改正）

本規約は総会において出席者の2/3以上の賛成がなければ改正することができない。

## 第13条（付則）

- 1 本会に必要な細則は本部会の議決を経て定める。
- 2 本規約は昭和41年4月15日から施行する。

平成6年2月5日 一部改正 平成6年4月施行する。

第9条3(1)の改正  
第9条の改正 第13条の改正

平成7年5月20日 一部改正 平成8年4月施行する。

第9条3(1)の改正  
第9条の補足

平成18年5月10日 一部改正 平成18年5月施行する。

第10条の改正

平成19年5月9日 一部改正 平成19年5月施行する。

第4条5の追加  
第5条2の追加  
第8条1の中の訂正および追加

平成 22 年 5 月 13 日 一部改正 平成 22 年 5 月施行する。

第 9 条 の改正

第 10 条 の改正

平成 23 年 5 月 12 日 一部改正 平成 23 年 5 月施行する。

第 7 条 5 の改正 第 8 条 1 の改正

第 10 条 の追加

平成 24 年 5 月 9 日 全面改正 平成 24 年 5 月施行する。

平成 26 年 5 月 14 日 一部改正 平成 26 年 5 月施行する。

第 6 条 1 の改正

平成 28 年 3 月 16 日 一部改正 平成 28 年 3 月施行する。

第 1 条 の改正（住所を追記）

第 10 条 の改正（広報委員会の人数を 2 名に変更）

第 13 条 の改正（全体委員会を廃止）

第 14 条 1 の改正（運営委員会の構成員の変更・代理出席を追記）

平成 28 年 12 月 15 日 一部改正 平成 28 年 12 月 15 日施行する。

第 10 条 の改正（推薦委員会の委員・選出方法・構成・欠員補充を変更）

第 10 条 の改正（校外生活委員会の構成・欠員補充を変更）

第 10 条 の改正（プランニング委員会の委員・選出方法・任務・構成・欠員 補充を変更）

第 10 条 の改正（学級学年委員会を学年委員会とし、委員・選出方法・任 務・構成・欠員補充を変更）

平成 30 年 4 月 26 日 一部改正 平成 30 年 4 月施行する。

第 5 条 2 の追加（退会の追加）

平成 30 年 12 月 11 日 一部改正 平成 31 年 2 月施行する。

第 10 条 の改正（プランニング委員会名を親力向上委員会に変更）

令和 4 年 12 月 21 日 一部改正 令和 5 年 1 月施行する。

第 6 条 3 の改正

第 8 条 の改正

第 9 条 の改正

第 10 条 の改正

第 12 条 の改正

第 13 条 の改正

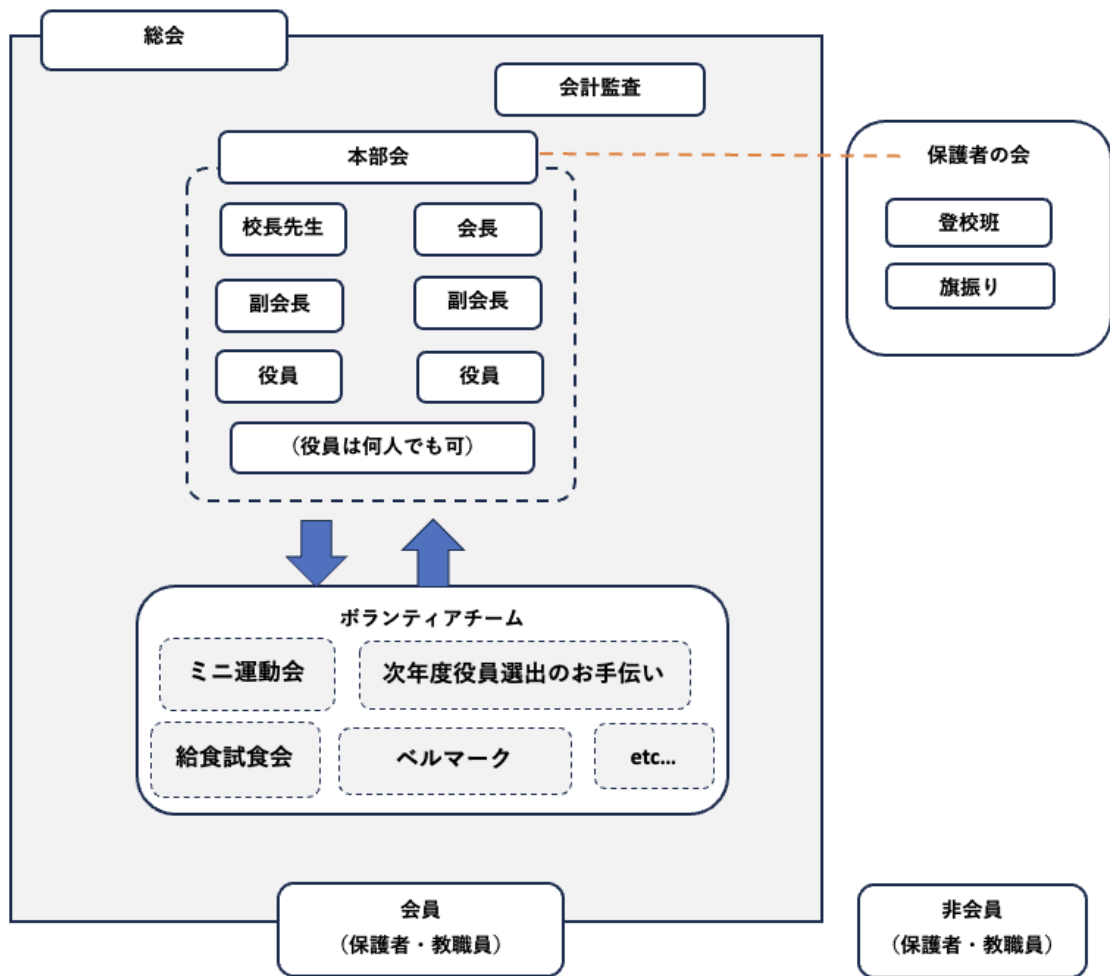
第 14 条 の改正

令和 7 年 1 月 15 日 一部改正 令和 7 年 2 月 1 日施行する。

令和 8 年 1 月 20 日 全面改正 令和 8 年 4 月施行する。

令和 8 年 4 月 30 日 一部改正 令和 8 年 4 月 30 日施行する。

第 8 条の改正（会計監査の選出範囲の見直し）



# 相模原市立東林小学校 PTA 細則

## 1 会費規定

- (1) 本会の年会費は 1500 円とする。
- (2) 前項の年会費には、PTA 会費のほか相模原市 PTA 連絡協議会分担金、安全互助会費、振込手数料を含むものとする。
- (3) 転入等により年度途中で新たに会員となった家庭の会費は、会員となる学期により次の通りとする。 1 学期：1500 円、2 学期：1000 円、3 学期：なし

## 2 旅費の支給規定

本会の公務のため出張した場合は下記により旅費を支給する。

- (1) 旅費は原則として実費とする。(ブロック内については除外する)
- (2) 日当として半日の場合は 200 円、全日の場合は 500 円を支給する。
- (3) 出張はすべて会長が承認したものに限る。

## 3 慶弔規定

- (1) 児童および会員が死亡した場合は 5000 円の弔慰金をおくる。
- (2) 児童が 2 週間以上入院加療した場合は 3000 円の見舞金をおくる。
- (3) その他必要がある場合は、応分の慶弔、謝恩の意を表す。(習慣を厳守すること)

## 4 PTA 加入意思確認規定

- (1) 加入の意思確認は入学または転入時に加入申込書を持って実施する。また非加入の意思を示した場合でも児童の在学時であれば加入申込書を会長あてに提出することで期中の加入も可能とする。
- (2) 令和 7 年度以前に加入した会員については、加入継続・退会については、意思の確認を行う機会を設ける。退会の意思を確認できなければ加入の意思を継続したものとする。

## 5 個人情報取扱規則

- (1) 別紙「東林小学校 PTA 個人情報取扱規則」のとおりとする。

## 6 附則

(1) この細則は本部会において出席者の 2/3 以上の賛成がなければ改正することができない。

- (2) 本細則は昭和 41 年 4 月 15 日から施行する。

平成 6 年 2 月 19 日 一部改正 平成 6 年 4 月に施行する。

細則 5 の (5) の改正

平成 23 年 4 月 14 日 一部改正 平成 23 年 5 月 13 日以降に施行する。

細則 4 の (4) の改正

平成 24 年 3 月 15 日 全面改正 平成 24 年 5 月 9 日以降に施行する。

平成 30 年 12 月 11 日 一部改正 平成 31 年 2 月 1 日以降に施行する。

細則 3 個人情報取扱規則 の追加

令和 8 年 1 月 20 日全面改正 令和 8 年 4 月施行する。

# 相模原市立東林小学校 PTA 個人情報取扱規則

## 第1条 (目的)

本規則は、東林小学校 PTA(以下、「本会」という。)が取り扱う個人情報について、適正な収集・利用・管理を行い、会員および児童のプライバシーを保護することを目的とする。

## 第2条 (責務)

本会は個人情報保護に関する法令（以下、「法令」という）を遵守するとともに、PTA 活動における個人情報の保護に努めるものとする。

## 第3条 (定義)

本規則における個人情報とは、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、および児童に関する名前、学年、クラス、性別、きょうだい関係、写真など、特定の個人を識別できる情報をいう。

## 第4条 (管理者)

本会における個人情報の管理者は、PTA 会長とする。

## 第5条 (取扱者)

本会における個人情報の取扱者は、管理者が必要と認めた者とする。

## 第6条 (秘密保持義務)

管理者・取扱者は、PTA 活動により知ることができた個人情報を本人の同意なくみだりに他人に知らせ、また不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 第7条 (収集方法)

本会が個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

## 第8条 (利用目的)

取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1)会費集金、管理、その他の文書の送付
- (2)会員名簿、会費集金名簿、ボランティア名簿の作成
- (3)ボランティア活動における連絡
- (4)その他、本人の同意を得た事項

## 第9条 (保管および管理)

1 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

- (1)個人情報を取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。
- (2)持ち出しについては原則不可とし、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、管理者の責任のもと送付情報内容の限定やファイルにパスワードをかけるなど、データの適正な管理を行うこととする。

2 不要となった個人情報は、紙媒体は裁断等により、電子データは復元不能な方法により、速やかに廃棄または消去する。ただし会計関係書類については5年を保管期間とする。

## **第 10 条（第三者提供）**

1 本会の取り扱う個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

(1)法令に基づく場合

(2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

(3)公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合

(4)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

2 ただし、本会の業務を円滑に実施するため必要がある場合は、印刷業者その他の外部事業者個人情報の取扱いを委託することができる。この場合、本会は委託先に対し個人情報の適切な管理を求め、必要な監督を行う。

3 本会が第三者に個人情報を提供した場合、または第三者から提供を受けた場合は、提供先、提供日、提供した情報の内容および対象者の同意を得ている旨について必要な記録を作成する。

## **第 11 条（学校への業務委託）**

本会は、PTA 活動の実態に必要な範囲で、個人情報の取扱いを伴う業務を東林小学校に委託することができる。この場合、本会は委託する業務内容および取り扱う個人情報の範囲を明確にし、当該目的の範囲内で適正に取り扱われるよう必要な配慮を行う。

## **第 12 条（情報開示等）**

本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、修正、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

## **第 13 条（漏えい時等の対応）**

個人情報を漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。管理者は事実関係を確認し、必要に応じた対応を講じる。

## **第 14 条（周知）**

本会は、本規則における管理者と取扱者に対して、就任時に個人情報の取扱いに関する基本的事項を周知する。

## **第 15 条（外部団体への準用）**

本規則の規定は、本会以外の保護者団体および関係者についても、その性質に反しない限り準用する。

## **第 16 条（改正）**

本会の「東林小学校 PTA 個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

## **付則**

本規則は、平成 31 年 2 月 1 日より施行する。

令和 7 年 5 月 1 日 一部改正 令和 7 年 5 月 1 日以降に施行する。

第 4 条 の一部改正

第 14 条 の一部改正

令和 8 年 4 月 30 日全面改正 令和 8 年 4 月 30 日以降に施行する。